

第 1 4 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 平成 3 0 年 6 月 7 日 (木)

午前 1 0 時

場 所 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 平成 3 0 年 第 2 回 (6 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 会 期 案 に つ い て . . . 資 料 1

6 月 1 2 日 (火) から 6 月 2 9 日 (金) ま で の 1 8 日 間

(2) 議 事 日 程 案 に つ い て . . . 資 料 2

(3) 議 員 派 遣 に つ い て

6 月 定 例 会 最 終 日 に 決 定 す る。

○ 山 口 県 市 議 会 議 員 研 修 会

・ 期 日 8 月 1 0 日 (金)

・ 会 場 不 二 輸 送 機 ホール (山 陽 小 野 田 市 文 化 会 館)

(4) 要 望 書 等 の 取 扱 い に つ い て . . . 資 料 3

○ 要 望 書 等 の 名 称

・ 障 害 者 の 暮 ら し の 場 の 充 実 を 求 め る 意 見 書 採 択 の お 願 い

・ 平 成 2 9 年 度 市 議 会 モ ニ ター 意 見 の 取 り 扱 い 等 に 関 す る 陳 情 書

・ 臓 器 移 植 の 環 境 整 備 を 求 め る 意 見 書 の 採 択 を 求 め る 陳 情 書

2 一 般 会 計 の 審 査 方 法 に つ い て

名 称	担 任 事 項
総 務 文 教 分 科 会	歳 入、地 方 債 歳 出 等：総 務 文 教 常 任 委 員 会 が 所 管 す る 部 分
民 生 福 祉 分 科 会	歳 出 等：民 生 福 祉 常 任 委 員 会 が 所 管 す る 部 分
産 業 建 設 分 科 会	歳 出 等：産 業 建 設 常 任 委 員 会 が 所 管 す る 部 分
理 科 大 分 科 会	大 学 費
備 考	歳 出 等 と は、歳 出 及 び 債 務 負 担 行 為 を い う。

3 その他

(1) 議員連絡会の開催日時

6月12日（火）午前9時15分から 議運決定事項の報告

(2) その他

平成30年第2回（6月）定例会議案名（案）

市長提出案件（議案5件、報告5件）

○総務文教常任委員会所管（1件）

- (1) 議案第54号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について (税務)

○民生福祉常任委員会所管（2件）

- (1) 議案第53号 平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について (高齢)
- (2) 議案第55号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)

○産業建設常任委員会所管（1件）

- (1) 議案第56号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について (商工)

○一般会計予算決算常任委員会関係（1件）

- (1) 議案第52号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）について (財政)

○報告（5件）

- (1) 報告第1号 繰越明許費予算の繰越しについて (財政)
- (2) 報告第2号 繰越明許費予算の繰越しについて (下水)
- (3) 報告第3号 建設改良費予算の繰越しについて (水道)
- (4) 報告第4号 山陽小野田市国民保護計画の変更について (総務)
- (5) 報告第5号 第4次山陽小野田市障がい者計画の策定について (障害)

平成 30 年第 2 回（6 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
6	12	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・各常任委員会所管事務調査報告 ・一部事務組合議会の報告 ・報告5件を一括報告及び質疑 ・議案5件を一括上程、説明、質疑及び委員会付託
6	13	水	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
6	14	木	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
6	15	金	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会
6	16	土		休 会	
6	17	日		休 会	
6	18	月		委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・予備日
6	19	火	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（ 人）
6	20	水	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（ 人）
6	21	木	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（ 人）
6	22	金	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（ 人）
6	23	土		休 会	
6	24	日		休 会	
6	25	月	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（ 人）
6	26	火		休 会	

6	27	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
6	28	木		休 会	・議事整理のため
6	29	金	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・議員派遣について ・閉会中の調査事項について

各市区町村議会 議長殿

障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願い

拝啓、日々障害者施策を前進していただき、心から御礼申し上げます。

政務でご多忙の中、突然の手紙、大変失礼いたします。私どもは、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会という障害者と家族の団体でございます。当会は 1967 年に結成し、障害者の「生きる権利」「学ぶ権利」「働く権利」「政治参加の権利」の実現を通して、障害があっても障害のない人たちと同じような暮らしをできる社会をつくるための取組を行ってまいりました。

皆様のご理解とご協力のおかげで、当会は、昨年度結成 50 周年を迎えることができました。心から感謝申し上げます。

また、皆様のご尽力により、当団体の結成時と比べ、現在の障害者施策ははるかに拡充してまいりました。さらに、2014 年 2 月には、日本も障害者権利条約の締約国となりました。私どもはこの条約に基づいて、障害者・家族等が安心して暮らしていくことのできる社会保障・社会福祉が今以上に拡充されることを心から望んでおります。

しかし、現在、重度障害等により一人一人のニーズに応じた支援を必要とする人たちを受け入れることのできる入所施設やグループホームは未だに十分とは言えず、家族介護に依存せざるを得ないのが実態です。こうした中、障害者の親も高齢化し、障老介護／老障介護等の問題が深刻化してきています。

障害者権利条約が求める、本人が望む暮らしを実現するためにも、入所施設も含めた様々な暮らしの場の選択肢を確保すること、そのための社会基盤の整備が重要だと私どもは考えます。当会が実施した調査結果からも、これは一人暮らしが困難な重度障害者と親たちの心からの願いであることが明らかになりました。(別添の資料参照)。そこで、現在、当会は全ての自治体に暮らしの場の整備の意見書を国にあげていただくための取組を実施しております。

各自治体議会の議員の皆様にもこうした現状をご理解いただき、別紙 1 の「家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書(案)」を採択していただき、国に要望していただけると幸甚に存じます。

なお、各自治体のより意見書の要請に係る方法・提出書面の書式等が異なっていることは承知しております。貴自治体さまの取り扱い方法(陳情または要請)と形式でご対応いただけると幸いです。その際、不備等ございましたら、ご一報ください。また、別紙 2 等を活用して、結果をお知らせくださいますよう、よろしく願いいたします。

敬具

2018 年 2 月 16 日

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会 会長 中内 福茂
〒169-0072 東京都新宿区大久保 1-1-2 富士ビル 4F
TEL. 03-3207-5621/FAX. 03-3207-5638
メール：shozenkyo@shogaisha.jp



家族介護はもう限界です！

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書（案）

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は年々増加している。現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしている。

2014年1月、わが国政府は国連・障害者権利条約の締約国に加わった。条約には、第19条(a)「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食料、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしている。

多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ（いわゆる「ロングショート」）を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であるといえる。

よって、こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」「グループホームか、施設か」の選択ではなく、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記

1. 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2016年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇議会

（提出先）

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 内閣官房長官

平成 29 年度市議会モニター意見の取り扱い等に関する

陳 情 書



件 名

モニター提出意見の議運における協議・公開、事務局対応及び公文書取り扱いについて

陳情趣旨

平成29年度3月29日開催のモニター会議の案内（別紙1）を受け、意見提出（別紙2）を行いました。そして平成30年5月23日にホームページを確認したところその件に関する掲載が無いため事務局に確認すると、「通常どおりの取り扱いほしないと委員長から聞きました」とのこと、委員長からは「委員会或いは委員会協議会のいずれかで、この度の最期のモニター意見は、参考意見として受け止めホームページ等に公開する通常の取り扱いをしないことを決定した」とのことでした。

私は議長名の公文書（別紙1）で意見提出を求められたので、議長より委嘱を受けたモニターとして提出しましたが、意見の取り扱いについて何の連絡も無いまま今日を迎えました。

要綱によれば、モニター制度による意見は、議長が受けそれが議運に送付され、議運が取り扱うという流れと認識しております。議長が求めた意見提出の取り扱いを「委員会」或いは非公開の「協議会」で「公表しない、取り扱わない」との決定に違和感を覚えます。議長の要請（別紙1）は何だったのでしょうか。

陳情内容

上記のことから、以下5点につきまして陳情致します。

- ① 提出しました意見（別紙2）に対する正式協議
- ② モニターの意見としてのホームページへの反映
- ③ この度の議運決定における議会事務局の不十分な対応の是正
- ④ この度の「委員会或いは協議会における決定」とのあやふやな答弁の是正
- ⑤ 今後の「公文書」の認知・取り扱いについての是正

以上

平成30年5月25日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

陳情者 山陽小野田市小野田 840-3 B-103
平成29年度モニター 樋口 晋也



(別紙1)

山 議 第 2 0 1 3 号

平成30年(2018年)3月19日

樋口晋也様

山陽小野田市議会議長 小野



モニター会議の開催について

早春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素、本市議会活動につきましては、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市議会モニターの皆様から貴重な意見をいただきましたが、今年度末の総括として下記のとおりモニター会議を開催しますので、是非御参加ください。

なお、参加に当たりましては、モニターの皆様の意見を提出くださいますようお願いいたします。様式、字数は問いませんが、これまでいただいた意見と同様に、ホームページに公表する予定です。

記

- 1 日 時 平成30年3月29日(木) 午後5時から
- 2 場 所 山陽小野田市役所3階 第2委員会室
- 3 内 容 1年間の総括について

山陽小野田市議会事務局

担 当 議事係長 中 村

Tel:0836(82)1182 Fax:0836(82)1186

E-Mail:shigikai@city.sanyo-onoda.lg.jp

平成30年3月29日

No.008

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

市議会モニター
樋口 晋也

1年間の市議会モニターを終えての意見

26日の議会運営委員会に置きまして「モニター制度」について協議がなされました。

以前の議運におきまして「本議会の会期中に新要綱を決定する」とのお話でしたが、議運内において一致せず持ち越しとなりました。

このことにつきましては、議運皆さんの前向きな取り組みによるものであり、闊達な議論がなされていることと受け止め、今後に期待しております。

モニター制度については次のような課題があると思います。

1つはモニターの意見をホームページ等に掲載する場合に、全文掲載が原則ではないかということです。紙面の都合上割愛する必要がある場合には、要約した文章について提出者本人の了承を得ることが必要ではないでしょうか。

併せて提出日の記載です。どの時期かではなく、何月何日に提出されたかということには意味があります。市民としてモニターとして一所懸命考えたうえで提出した意見です。

丁寧な取り扱いをお願いしたい。

2つ目はその回答についてです。委員会で具体的に協議されていない回答と言わざるを得ません。想定以上の数の意見が出てきたこともあるかと思いますが、来年度についても、現実的に対応できないままの意見募集では折角モニターに応募し時間をかけて意見提出をしても何の意味もないように感じます。

今後、広聴委員会が対応されるとのことですが、「議運」から「広聴」に責任が移管されるだけではないでしょうか？本当に「目的に合致した意見」全てにちゃんとした回答が出されることになるのでしょうか。

議会報告会での市民の意見と、モニターから出る意見の取り扱いはどのように違うのでしょうか。モニターの存在意味が何であるのかということですか。

広く市民の意見を聴くことに異論はありませんが、何よりもその意見に対して明確な回答が頂けなかった時のモニターの気持ちを考えていただけませんか。この状態が今後も継続された場合、この組織が「形骸化」するか、更には「信頼されない議会」になってしまうのではないかと危惧しております。

3つ目は、どのような位置づけで「モニター制度」をつくるのかということについてで

す。議運の議論の中で「諮問機関」や「附属機関」ではない、というお話がありました。条例等に当てはまる制度でないことは承知しております。

しかし議長名で公印の委嘱状を出されている時点で公的な「附属機関」では無いにして、議会に「附属する機関」ではないでしょうか？ここがポイントで、附属する機関でなければ議長の正式な委嘱状が出ないと解釈しておりますがいかがでしょうか？

最後に、モニターの任期は3月31日で終了となりますが、3月5日に提出しましたNo7の意見について取り扱われず無視をされたままでこの度の議運が終り、何のご連絡も頂けませんでした。私なりに「前向きな意見を」と、最後まで取り組んできましたが、任期を終了するにあたりとても残念です。

モニター制度は「市民とともに」歩むことにより、議員個々の活動だけではなく、「議会」という1つの集合体として取り組むことで個々の資質の底上げを行っていただき切磋琢磨することで「市民から信頼される議会」となる制度だと思います。この1年間色々なことを申し上げてきましたが、是非とも更に前進していくことを願っております。

以上

平成 30 年 5 月 31 日

山陽小野田市議会 議長 小野 泰 殿

臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

移植ツーリズムを考える会

理事 井田 敏美

〒664-0831兵庫県伊丹市北伊丹1-75

090-5158-9033

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人となっている。

しかし、平成29年10月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で646人、肺で339人、肝臓で331人、腎臓で12,526人、膵臓で211人(日本臓器移植ネットワーク)となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、早急な対策が必要である。貴議会から国へ、臓器移植の環境整備を求める意見書を提出してください。



臓器移植の環境整備を求める意見書（案）

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人となっている。

しかし、平成29年11月30日時点における臓器移植希望者数が、心臓で653人、肺で337人、肝臓で336人、腎臓で12,546人、膵臓で213人（日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- 3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
- 5 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。
 - ① ブローカーの厳罰化
 - ② 医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務
 - ③ 医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務
 - ④ 違法と知らないで臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精心面でのケア
これらは、有効な対策であると思われる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣